

申請手続き書類の押印の廃止について

令和2年12月23日に公布された「押印を求める手続の見直しのための国土交通省関係省令の一部を改正する省令」により建築基準法施行規則等が改正されたことを受け、下記のとおり取り扱います。

○建築基準法

書類名（建築基準法施行規則様式）	押印不要となったもの
確認申請書・計画変更確認申請書・完了検査申請書・中間検査申請書	申請者印・設計者印・工事監理者印
建築基準法許可・認定申請書 （仮使用認定申請、仮設許可申請、43条許可・認定申請等）	申請者印
上記申請の添付図書等	設計者印（※設計者氏名の記載は必要）
工事完了届	届出者印
建築工事届	建築主印・除却工事施工者印
建築物除却届	除却工事施工者印

※昇降機・工作物の申請書も同様です。

※建築主が国・県等のもの（計画通知・工事完了通知等）も同様です。

※引き続き**押印が必要なもの**

委任状、構造計算安全証明書

（県様式）申請取下げ届・名義変更届・軽微な計画変更届・工事監理者変更届

○その他法令

○必要 ×不要

その他の申請及び届け出の押印	委任状	添付図書	申請書	県細則に定める様式
長期優良住宅認定申請	○	×	×	×
建築物省エネ適合性判定・認定申請	○	×	×	—
低炭素認定申請	○	×	×	○
ひとにやさしいまちづくり条例	○	×	○	○